

農林水産商工常任委員会資料

(平成30年12月17日)

項目	ページ
1 出入国管理法の改正をめぐる状況と本県の取組について	
	【雇用政策課】…………… 1
2 とっとり企業紹介フェアの開催等について	
	【鳥取県立鳥取ハローワーク】…………… 3

商工労働部

出入国管理法の改正をめぐる状況と本県の取組について

平成 30 年 12 月 17 日
雇用人材局雇用政策課

人手不足の分野に外国人の受け入れを図るための在留資格「特定技能」の新設等を内容として出入国管理及び難民認定法が改正され、来年 4 月から施行されますので概要を報告します。

1 出入国管理法の改正概要（12月8日に国会で成立した法改正の主な内容）

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るため、①当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格制度を設け、②その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、③当該外国人が国内の企業等と締結する雇用に関する契約並びに当該企業等が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、④外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する。

- (1) 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人を対象とする在留資格「特定技能（1号）」を創設する。
- (2) 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人を対象とする在留資格「特定技能（2号）」を創設する。
- (3) 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を定める。
- (4) 法務大臣は、関係行政機関の長等と共同して、当該分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）を定める。
- (5) 特定技能（1号）の外国人と雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、当該外国人に対する生活上の支援の実施に関する計画を作成しなければならない。
- (6) 法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とするとともに、同庁の任務を「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること」と定める。
- (7) 一部の規定を除き、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正法に関連する今後のスケジュール ※12月14日時点の情報

(1) 12月中に基本方針を閣議決定、その後、分野別運用方針・総合的対応策を関係閣僚会議で了承

①特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（基本方針）

（報道情報）(ア) 人手不足が解消された場合の対応策（受入停止）、(イ) 直接雇用を原則とすること
(ウ) 受入機関による外国人支援内容、(エ) 必要な日本語水準、(オ) 受入企業の責務、(カ) 大都市圏などに過度に集中しないよう「必要な措置を講じるよう努める」などが盛り込まれる予定。

②産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）

（報道情報）受入分野や5年間の受入上限人数など詳細な制度設計や日本語・技能の具体的なレベルについて盛り込まれる予定。

<特定技能1号の対象とする14業種の「分野別運用方針」> ※は派遣も可 (単位：人)

業種	受入見込数 (受入人数は5年間の最大値)	主な業務内容	(参考) 国会での政府公表数値	
			初年度	5年目までの累計
介護	6万	身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、はいせつの介助。訪問介護は含まない。）	5,000	5万～6万
外食業	5万3,000	飲食物調理、接客、店舗管理	4,000～5,000	4万1,000～5万3,000
建設業	4万	型枠、左官、建設機械施工、土木、鉄筋	5,000～6,000	3万～4万
ビルクリーニング業	3万7,000	建築物内部の清掃	2,000～7,000	2万8,000～3万7,000
農業※	3万6,500	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別）	3,600～7,300	1万8,000～3万6,500
飲食物品製造業（水産加工業含む）	3万4,000	全般（酒類を除く飲食物品の製造・加工、安全衛生）	5,200～6,800	2万6,000～3万4,000
宿泊業	2万2,000	フロント、企画・広報、接客、レストラン・サービス	950～1,050	2万～2万2,000
航空業	2,200	地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、機体・装備品の整備業務	100	1,700～2,200
電気・電子情報関連産業	4,700	電子機器組立、プラスチック成形、溶接	500～650	3,750～4,700
産業機械製造業	5,250	金属プラスチック加工、溶接、プラスチック成形	850～1,050	4,250～5,250
自動車整備業	7,000	自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	300～800	6,000～7,000

漁業※	9,000	・漁業（水産動植物の探索・採捕、漁具・漁労機械の操作） ・養殖業（養殖水産動植物の育成管理・収穫）	600～800	7,000～9,000
造船・船用工業	1万3,000	溶接、塗装、鉄工、とび、機械加工、強化プラスチック成形	1,300～1,700	1万～1万3,000
素形材産業（鋳造など）	2万1,500	鋳造、鍛造、金属加工	3,400～4,300	1万7,000～2万1,500
合計（14業種）	34万5,150		3万2,800～4万7,550	26万2,700～34万5,150

③外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）

（報道情報）地方自治体による相談窓口の一元化や医療機関の体制整備など受入に向けた「総合的対応策」も策定される見込み。（外国人の日常生活相談窓口（全都道府県に設置、全国で100カ所程度を想定）、市役所等の行政機関で多言語化システムを活用、外国人に対する賃金の支払いを適正に行うため銀行口座の利用を促進 等）

(2) 年度内に法務省令の改正や政府間協定を締結

①法務省令の改正

特定技能契約の基準や、職業生活・日常生活・社会生活上の支援計画の基準等は法務省令で決定。

②政府間協定の締結

（報道情報）労働者の権利保護などを目的とした二国間協定を8か国と結ぶ。また、在留資格を得るための試験を8か国で実施する方向で調整を進める。（ベトナム、フィリピン、カボジア、インドネシア、中国、タイ、ミャンマー等）

3 本県の対応

(1) 国に対し、今年7月に要望した「新制度の周知徹底」や「本県に未設置である外国人労働者相談コーナーの設置」に加えて、「外国人材の賃金水準の確保」「地方ニーズに対応できるよう偏在解消策の打ち出し」や「地方自治体が行う日本語学習等の環境整備に対する財政支援」等についても12月14日（金）に要望を行った。併せて、国と連携して制度の周知を行う。

<法務省への要望内容>

新たに創設される在留資格制度については、出入国管理法改正に付随する政省令等において速やかに詳細な制度設計を明らかにし、現行の技能実習制度に加え当該制度についても、その適切な運用を図るとともに、外国人材の受入れ環境整備を推進するため、次のような措置並びに対策及び支援を行うこと。

- 地域の賃金水準に影響が生じないよう、外国人材の賃金水準の確保措置を講じること。
- 企業や住民に対し、新たな在留資格や外国人受入体制の周知徹底を図るとともに、本県に未設置である企業等からの入国・在留手続きの相談窓口を設置すること。
- 外国人材の受入れにあたっては、人材が都市部に偏在することのないよう、また、地方ニーズに対応できるよう偏在解消策を打ち出すこと。
- 技能実習を適切に実施するため、外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者へ適切に指導監督が行われるよう、万全の対策を講じること。
- 日本語学習の環境整備など、受入れ支援にあたっての具体的な対応策を速やかに策定し取り組むこと。あわせて、地方公共団体が取り組む環境整備が円滑に実施できるよう国が必要な財政支援を行うこと。

<厚生労働省への要望内容>

現行の技能実習制度に加え、新たに創設される在留資格制度についても、その適切な運用を図るとともに、外国人材の受入れ環境整備を推進するため、次のような措置並びに対策及び支援を行うこと。

- 労働関係法令（労働時間、最低賃金等）が適正に遵守されるよう、万全の対策を講じること。
- 本県に未設置である外国語で相談できる外国人労働者相談コーナーを設置すること。
- 技能実習を適切に実施するため、外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者への指導監督が適切に行われるよう、万全の対策を講じること。

(2) 企業向けには、鳥取県行政書士会に委託して県内企業への情報提供や雇用に係る相談対応を行っている外国人雇用サポートデスクを設置しているほか、合同説明会、研修会や助成制度などの支援施策のリーフレットを15,000部作成し、今年9月に配布済み。

(3) 就労者向けに相談先等を5か国語(*)で記載した支援施策のリーフレットを2,900部作成し、今年9月に配布済み。

*日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語

<参考>県内で就労する外国人（鳥取労働局、各年10月末）

本県で就労する外国人は、平成29年は2,324人と増加傾向にある。このうち、平成29年の在留資格別では外国人技能実習生が1,314人（57%）を占め、国籍別ではベトナム人が724人（31%）と最多。

在留資格別（人）	H27年	H28年	H29年	国籍別（人）	H27年	H28年	H29年
外国人技能実習生	1,050	1,236	1,314	ベトナム	404	597	724
身分に基づく資格	395	465	548	中国	766	724	696
専門的・技術的分野	246	273	290	フィリピン	161	243	304

とっとり企業紹介フェアの開催等について

平成30年12月17日
鳥取県立鳥取ハローワーク

県内就職促進のため、県内学生・帰省する学生・Uターン希望者等を対象に、年末に向けて企業紹介フェア等を開催します。

1 とっとり企業紹介フェア

大学、短期大学、専修学校、高等専門学校に在学している学生を対象に、県内企業の会社概要や業務内容等の情報を提供することにより、企業の人材確保と学生の県内企業に対する理解向上を図る。

- (1) 日時 12月27日(木) 午前11時～午後4時
- (2) 場所 鳥取産業体育館(鳥取市天神町)
- (3) 主催 鳥取県、鳥取労働局(ハローワーク)、(公財)ふるさと鳥取県定住機構
- (4) 後援 鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学・鳥取短期大学、米子工業高等専門学校
- (5) 内容

項目	内容
11:00～12:00 就活準備セミナー	仕事選びの考え方や就活の進め方、自己PR作成などを基本から解説 講師：(株)マイナビパートナーコンサルタント 神谷俊氏
12:50～16:00 企業ブースツアー	会場に設置した各ブースで会社概要や業務内容を情報提供 ※参加企業85社(12月10日現在)

(6) その他

- ・無料往復バスの運行(米子⇄倉吉⇄鳥取 1台、大阪⇄鳥取 1台)

<参考(平成29年度実施結果)>

参加企業	参加者	バス利用者	アンケート結果
74社	130人 (県内41人) (県外89人)	85人	参加してよかった100% (とてもよかった62%) よかった38%

- ・企業ブース枠を大幅に超える165社の申し込みがあり抽選を行った。
- ・企業紹介フェアは平成27年から実施。今年で4回目。

2 年末相談窓口

県内就職を希望される帰省中の学生の方、Uターン就職を希望される方などを対象に「年末相談窓口」を開設する。

- (1) 日時 12月29日(土) 午前10時～午後6時15分
- (2) 場所 鳥取県立ハローワーク(鳥取・倉吉・米子)

開設場所	相談連絡先
県立鳥取ハローワーク (鳥取市東品治町 JR鳥取駅構内)	電話 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
県立倉吉ハローワーク (倉吉市山根 パープルタウン1階)	電話 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
県立米子ハローワーク (米子市末広町 イオン米子駅前店4階)	電話 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586

- (3) 内容 県立ハローワーク窓口及び電話による相談対応